## 経 済 産 業 省

平成 1 8 · 0 3 · 2 7 資第 1 7 号 平成 1 8 年 3 月 2 7 日 制 定

平成 22 · 02 · 18 資 第 12 号 平成 2 2 年 3 月 2 6 日 一部改正

2 0 1 9 0 2 2 0 資 第 9 号 平成 3 1 年 3 月 2 8 日 一部改正

20230315 資 第 9 号 令和5年4月7日 一部改正

20240416 資 第 2 号 令和6年4月30日 一部改正

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第8条第2項等の承認の基準(平成18・03・27資第17号)を以下のように改め、令和6年4月30日から施行する。

## 経済産業大臣

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則 第8条第2項等の承認の基準

記

- 1. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和 54 年 通商産業省令第 74 号。以下「規則」という。)第8条第2項、第3項又は第4項の承認は、次の 基準により行うものとする。
  - (1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①及び② のいずれにも該当すること。
    - ① 兼任させようとする者を選任する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が特別目的事業体(資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)であること。
    - ② 兼任させようとする者が、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律49号。以下「法」という。)第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務を行うための十分な時間を確保でき、エネルギー管理企画推進者と定期的に情報共有ができること。
  - (2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させることはできない。
  - (3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させることはできない。
- 2. 規則第13条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

- (1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させることはできない。
- (2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。
  - ① 兼任させようとする者を選任する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者 が特別目的事業体であること。
  - ② 兼任させようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること。
  - ③ 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。
  - ④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を兼任していないこと。
  - ⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。
- (3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。
  - ① 兼任させようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること。
  - ② 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。
  - ③ 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
  - ④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を兼任していない こと。
  - ⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。
- 3. 規則第17条第2項、第3項、第4項又は第5項の承認は、次の基準により行うものとする。
  - (1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させることはできない。
  - (2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。
    - ① 兼任させようとする者が、エネルギー管理士免状の交付を受けている者であること。
    - ② 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
    - ③ 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。
    - ④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。
    - ⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理企画推進者に選任されていないこと。
  - (3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑧までのいずれにも該当すること。
    - ① 兼任させようとする者が、エネルギー管理士免状の交付を受けている者であること。
    - ② 次のいずれかを満たすこと。
      - (ア) 兼任させようとする者の管理する工場等が、当該者を現に選任している工場等と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
      - (イ) 兼任させようとする者の管理する工場及び当該者を既に選任している工場が、デジタル技術の活用により、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理

されていること。

- ③ 兼任させようとする者を選任する工場等の数が、3以下であること。
- ④ 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)の数値で2万キロリットル未満であること。
- ⑤ 兼任させようとする者の管理する工場等において、ほかに他の工場等を管理しているエネ ルギー管理者がいないこと。
- ⑥ 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
- ⑦ 兼任させようとする者の管理する工場等において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
- ⑧ 兼任させようとする者を現に選任している工場等の同意が得られていること。
- 4. 規則第 23 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項又は第 9 項の承認は、 次の基準により行うものとする。
  - (1) 現にエネルギー管理統括者に選任されている者を兼任させることはできない。
  - (2) 現にエネルギー管理企画推進者に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑤までのいずれにも該当すること。
    - ① 兼任させようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること。
    - ② 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
    - ③ 兼任させようとする者が、法第8条第1項、第20条第1項又は第32条第1項に規定する 業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管 理統括者と定期的に情報共有ができること。
    - ④ 兼任させようとする者が、現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。
    - ⑤ 兼任させようとする者が、現に他の特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者によりエネルギー管理企画推進者に選任されていないこと。
  - (3) 現にエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を兼任させようとする場合は、次の①から⑦までのいずれにも該当すること。
    - ① 兼任させようとする者が、法第9条第1項各号に掲げる者であること。
    - ② 次のいずれかを満たすこと。
      - (ア) 兼任させようとする者の管理する工場等が、当該者を現に選任している工場等と同一の又は隣接する敷地内にあり、かつ、これらの工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
      - (イ) 兼任させようとする者の管理する工場及び当該者を既に選任している工場が、デジタル技術の活用により、これらの工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等が一体的に管理されていること。
    - ③ 兼任させようとする者を選任する工場等の数が、3以下であること。
    - ④ 兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量が、原油換算エネルギー使用量の数値で2万キロリットル未満であること。
    - ⑤ 兼任させようとする者の管理する工場等において、当該者は、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を毎週2回以上行うこと。
    - ⑥ 兼任させようとする者の管理する工場等において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等のために必要な事項を当該者に連絡する責任者が選任されていること。
    - ⑦ 兼任させようとする者を現に選任している工場等の同意が得られていること。

- 5.3(3)④及び4(3)④において、兼任させようとする者の管理するすべての設備の消費するエネルギーの合計量は、次に掲げる量を合算した量とする。
  - (1)兼任させようとする者の管理する工場等が、コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は 熱供給業に属する工場等である場合には、次の量
    - ① 前年度における原油換算エネルギー使用量が10万キロリットル未満の場合には、当該使用量の5分の1の量
    - ② 前年度における原油換算エネルギー使用量が10万キロリットル以上の場合には、当該使用量から10万キロリットルを減じて得た量の5分の1の量
  - (2) 兼任させようとする者の管理する工場等が、(1) に規定する工場等以外の工場等である場合には、次の量
    - ① 前年度における原油換算エネルギー使用量が2万キロリットル未満の場合には、当該使用量
    - ② 前年度における原油換算エネルギー使用量が2万キロリットル以上の場合には、当該使用量から、次の表の左欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の右欄に掲げる量を減じて得た量

2万キロリットル以上5万キロリットル未満	2万キロリットル
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	5万キロリットル
10万キロリットル以上	10万キロリットル